

今月の
テーマ

はじめに なでしこジャパンに学ぶ経営術

1. NPO 法人の皆様、定款を見直してみませんか？

2. 導入は今がチャンス！？太陽光発電

3. その贈与、ちょっと待った！～生前贈与の基本と見直しポイント～

おわりに 長野県の赤字法人率 80.78%と 4 年連続で全国ワースト 2 位



なでしこジャパンに学ぶ経営術

止まらぬ少子高齢化の進展で労働力不足が深刻な業界がたくさん出現しています。外国人労働も頼りですが、まだまだ手探りの状態ですし原発で戻ってこない状況が続いています。労働力人口自体は1998年を頂点に減り続けていますが、一方で女性労働力人口は、この間に200万人も増え史上最多を更新しています。組織の成長発展に、女性の活用がますます重要事項になりつつあります。しかし現実には活用できている組織は多くありません。

国際女性経営幹部協会（米国）の調査によると、企業における女性取締役の割合が一番高いのはノルウェーの4.2%、二番目がスウェーデン21.9%です。米国は6位で15.2%、我が国は38位の1.4%にとどまっています。6位の米国でも、日本の10倍以上の割合で女性経営者がいるのです。思い切った政策をとっているのはノルウェーで、2003年に上場企業に対し女性役員の割合を40%以上にする「女性役員割当制度」を法制化し、国として女性経営者の後押しをしています。もちろん世界初の制度です。しかも達成しなければ上場廃止にするというペナルティー付きです。当初、「目標の強制は企業の自由裁量を奪い国際競争力を損なう」と経営者協会は大反対しました。しかし、導入5年後の聞き取り調査では「業績に貢献している」「リスク管理能力が高くなった」「人事管理が細やかになった」など当初反対した経営者たちもプラスの評価をしています。

日本でも女性活用の動きは出てきています。日立製作所では昨年の夏、電力不足対応のための土日操業にあたり、土日限定社員を募集しました。土日操業のために週末限定の託児所を開設し、そのスタッフとして女性の力を活用したのです。またネット内職は女性活用の先進的な業界です。仲介する主要7社だけで約22万人が働いています。ホームページの作成の仕事で月に30万円を稼ぐ主婦もいます。30代40代の女性を「赤ペン先生」として活用し大成長したのがベネッセです。歴史を鑑みれば、日本は古来、卑弥呼や推古天皇の例を出すまでもなく国が乱れたときには女性がトップに立ち危機を切り抜ける事を実現できています。

日本において女性の活躍と言えば、多くの方がオリンピックで銀メダルを獲得した「なでしこジャパン」を思い浮かべるのではないのでしょうか。彼女たちが注目されるようになったのは、昨年のワールドカップ優勝です。「試合後半は何か彼女たちを後押ししているように感じた」と米国のエースストライカー、アビー・ワンバックからコメントされ、ドイツ・キッカー紙は「日本がどれだけ美しいかを見せつけた」と評し、ニューヨーク・タイムズ紙は「福島の子供たち、伝説を作った」と称えた「なでしこジャパン」の成功要因を、女性活用も含めて組織は学ぶべきだと感じます。

なでしこジャパンの神がかった強さの源泉、それはジェームス・C・コリンズの名著「ビジョナリー・カンパニー」に通じる組織能力・組織風土にあるのではないのでしょうか。チームワークの鍛錬に加え、強いチームは戦うための雰囲気作りがしっかりできています。強い個々とチームが機能しあう状態を実現します。

「外国人になでしこのファンだっって言わせてやりたい。日本人がブラジルやイタリアを応援するような感覚にしたい」と大きな夢を語り望んだ宮間あや選手は試合後、米国チームに歩み寄り健闘を称えたフェアプレーの精神、武士道に通じる姿勢を見せてくれました。ワールドカップ終了後凱旋帰国し、通常なら有頂天になるのだと思いますが、宮間選手は「私の中ではワールドカップは終わった事。もう置いていこうかな」と述べています。セブン・イレブンの鈴木会長の金言「成功体験を忘れろ」に通じるものを感じます。そして同じく凱旋帰国の際、最年少選手の岩淵真奈選手のコメント「私がここにいるのは自分が生まれる前からの先輩の努力があったからです」には脱帽です。成果を出せば、ましてや若い人であればあるほど「俺が俺が」になりがちですが、この謙虚さ、先人や周りの人への配慮、まさにリーダーとしての立ち振る舞いをされているなど感動しました。しかしその一方で明るく、試合前日でも大きな声で笑ったり明るく楽しい、それでいて緊張感のあるチームの雰囲気、つまり組織風土（企業文化）だったのだそうです。

勝ち残る組織を作るためには女性の活用、まさにその世界水準の強さを示した「なでしこジャパン」に学ぶことが我々組織のリーダーには必要なのではないのでしょうか。

成迫 升敏



NPO 法人の皆様、定款を見直してみませんか？

平成24年4月1日、特定非営利活動促進法（以後 NPO 法）が大幅に改正され、それに伴い定款変更の手続きをされている方も多いことと思います。この改正により、定款を変更しなければならない事項、見直した方が良い事項がありますので、今回は NPO 法人の定款の見直しについてお話しします。

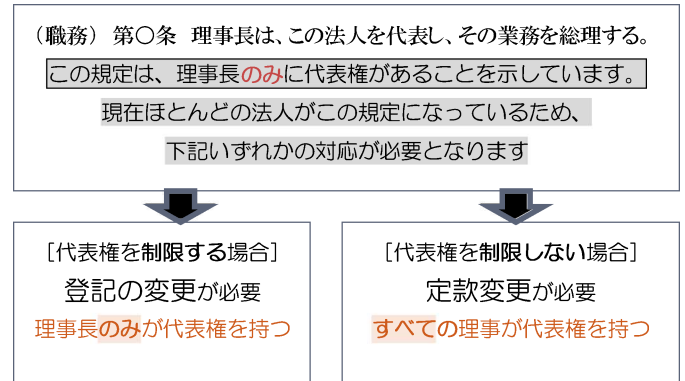
改正 NPO 法の重要な変更事項

1. 登記事項に「理事の代表権の制限に関する事項」が追加

これまでは理事の代表権は登記をする必要がなく、代表権のない理事が勝手に行った取引行為などであっても、相手がそれを知らなければ法人が行った行為と見なされていました。これを、今回の改正では、代表権の制限を登記することによって、理事が行った対外取引の効果が原則法人に及ばないようにする意図があります。

もともと定款で「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」など、代表権を理事長に限定している場合は、他の理事の代表権喪失に伴う変更登記を平成24年9月末までに行うか、あるいは全ての理事に代表権を付与するよう定款を変更することが義務付けられています。この手続きを怠ると20万円以下の過料に科せられる可能性がありますので、注意が必要です。

【規定の例と対応パターン】



長野県企画部県民協働・NPO 課資料より作成

2. 収支計算書から活動計算書に変更

変更の意図は 平成22年7月に新 NPO 法人会計基準が公表されたことを受け、決算書類が収支計算書から活動計算書へと変更になります。これまで NPO 法人に対しては、会計処理がまちまちであったり、記載内容に不備があったりと、会計上の問題点も多く指摘されていました。このような状況に対し、NPO 法人の会計を企業会計に近づけることで、財務状況を市民にわかりやすく表示し、NPO 法人の社会的信頼を高める意図があります。

具体的変更点 活動計算書の導入については、当面の間は収支計算書の提出でも良いとされているものの、いずれは活動計算書に統一されます。この変更には、定款上で「収支計算書⇒活動計算書」「収入⇒収益」など用語も合わせて修正する必要があります。

対応ポイント 定款を変更すると、その事業年度の決算から活動計算書を提出する必要があります。活動計算書では、事業費と管理費の区分がより厳密になり、より細かな集計が必要になります。また、これまで提出義務の無かった注記の重要度が増し、用途が決まっている寄附金や対象事業及び実施期間が定められている助成金、補助金などについての記載が必要になります。こうした形式に合わせるためには、事業費と管理費の按分基準を明確に定めたり、場合によっては勘定科目の設定を変更したりする必要があるため、導入初年度は事務処理が煩雑になります。こうした処理を期中に行うと、これまでの会計処理を再度入力し直さなければならないような場合もありますので、いつの年度から切り替えるのか決めた上で変更を行うのが良いと思われます。

合わせて見直してみませんか：「その他事業」の削除

上記のような NPO 法改正にかかる定款変更は、なかなか振り返る機会のない定款を見直す良い機会ですので、合わせて他の部分も見直すことをお勧めします。例えば、定款の事業内容における「その他事業」の記載です。NPO 法人は本来の事業としての「特定非営利活動に係る事業」のほかに、利益や会員間の相互扶助のために「その他事業」を行うことができます。しかし、定款に「その他事業」の記載があっても、実際には行っていないというケースをしばしば見かけます。たとえ現在事業を行っていないとしても、決算書類は非営利事業とその他事業の二種類を作成しなければなりません。記載を削除することで、こうした余分な事務処理の手間を省くことができます。

定款を変更し認証を受けるためには、縦覧期間が2ヶ月あり時間がかかりますので、今回の法改正による定款変更と併せて検討されることをお勧めします。ご不明な点がございましたら弊社担当者までお問い合わせください。



導入は今がチャンス！？太陽光発電

昨年3月に発生した東日本大震災を機に日本全国で節電に対する意識が高くなり、太陽光発電をはじめとする自然エネルギーが注目されるようになりました。昨年の事務所通信8月号でも、太陽光発電のメリットについてご紹介させていただきましたが、今年は太陽光発電に関わる税制上の優遇措置や、売電に関わる制度について大きな改正がありました。今回は、その改正の内容を踏まえた上で、改めて太陽光発電のメリットや費用回収期間についてご紹介させていただきます。

どんな改正があったの？

改正内容は下表のとおりです。対象の太陽光発電設備の発電量によって内容が変わってきます。

①売電額増加が見込めるように

発電量	売電価格	売電期間	買い取り制度	固定資産税	補助金
10kW以上	@42円/kw	20年間	全量買い取り	課税対象	なし
10kW未満	@42円/kw	10年間	余った電力を買い取り	課税対象	あり

これまでは、発電した電力のうち自己消費した後の余った電力を売電するという方法のみでしたが、改正によって10kW以上の発電量の太陽光発電は、**発電した電力すべてを20年間、42円/kwで売電できるようになりました。**10kWの太陽光発電を設置した場合、松本市では年間約50万円の売電額を見込める計算になります（松本市の年間の予想発電量を12,230kwhとした場合）。他にも10kW以上の太陽光発電は固定資産税の課税標準額が最初の3年間、2/3に軽減されるという特典があります。一方で補助金については、10kW未満の住宅用の発電装置のみが支給の対象となりましたのでご注意ください。

②税制上の優遇措置が追加

発電量	改正前	改正後
10kW以上	税額控除○ 特別償却○	買い取り制度の認定を受ける場合のみ 税額控除○ 特別償却○ 即時償却○
10kW未満	税額控除○ 特別償却○	×

新たに即時償却が選択肢に加われました。即時償却は、太陽光発電装置を取得した時の金額の全てを、取得した年の経費に算入できるという制度で、取得した年には大きな節税効果が期待できます。なお、**即時償却は平成25年3月31日までに取得した設備に限られます。**即時償却のほかにも、特別償却、税額控除も引き続き選択ができます。ただし税制上の優遇措置は**10kW以上の太陽光発電に対象が限られる**ことにご注意下さい。

改正後は設置費用を何年で回収できるの？

(単位：万円)

[シミュレーション条件]
 課税所得800万円の一般法人の場合
 税制上の優遇措置：税額控除を選択
 減価償却方法：定率法を選択
 導入初期費用：500万円（10kW）
 パワーコンディショナー交換費用：30万円
 （取得後10年で交換）
 年間の売電見込額：50万円

経過年数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
投資額	太陽光発電装置	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	交換費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	-
回収額	税額控除	24	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	売電収益	50	46	46	46	45	42	42	41	41	41	41	41
回収残		426	369	323	277	232	190	148	107	66	25	14	-27

右の計算結果の通り、税額控除を選択した場合、**約12年でコスト回収**できるという結果になります。また、コスト回収後の売電収益を試算すると**12年目～20年目までの9年間で348万円の収益を得られる**計算になります。

このような優遇措置が設定された背景には、太陽光発電の普及促進という国の狙いがあります。今後の普及率によっては、今回ご紹介したメリットが変更、廃止される可能性もあります。税制上の優遇措置、固定価格買い取り制度のメリットを受けることができる今、太陽光発電導入の良いタイミングかもしれません。即時償却、特別償却を採用した場合のコスト回収期間や、導入を検討されている場合は弊社担当までお問い合わせください。



その贈与、ちょっと待った！～生前贈与の基本と見直しポイント～



預貯金等の金融資産や不動産などを配偶者、子、孫、兄弟姉妹等に名義替えるなど、相続税対策のための生前贈与は、今も昔も多くの方が行っております。ところが、贈与の要件を満たしていないケースや、贈与が相続税対策に有効ではないケース、生前贈与がむしろ遺産分割協議の争いを招いてしまうケースなど、目的であった相続税対策が有効でないばかりか揉め事になってしまうケースも見受けられます。そこで今回は、生前贈与の基本ポイントと、事例にみる生前贈与の見直しポイントについてまとめてみました。



1. 生前贈与の基本ポイント

贈与とは、贈与する側（贈与者）と贈与を受ける側（受贈者）の双方が了解したうえで行われる契約行為の1種です。贈与が行われた場合には贈与税が課税されることとなりますが、贈与税の課税方法には暦年課税と相続時精算課税の2種類があり、それぞれ以下の表のような特徴があります。※社会保障と税の一体改革により、平成27年1月1日以後に行われる贈与については、相続時精算課税の要件が「贈与者：祖父母、受贈者：孫」まで拡大される可能性があります。

項目	暦年課税	相続時精算課税
贈与者の条件	なし	65歳以上の親（住宅取得資金の場合は年齢制限なし）
受贈者の条件	なし	20歳以上の子（子の代襲相続人を含む）
贈与時の課税（非課税枠）	受贈者毎に年間110万円	贈与者毎に生涯合計2,500万円
贈与時の課税（税率）	累進課税により最高50%	一律20%
相続時の課税	相続開始前3年以内の贈与のみ相続財産に加算（贈与時の価格）して相続税が課税される。	必ず相続財産に加算（贈与時の価格）して相続税が課税される。
留意点	一度に多額の贈与をすると、税負担が重い。	一度選択すると、その贈与者からの贈与は暦年課税を受けられない。（撤回不可能）。

次に、暦年課税と相続時精算課税でどちらが有利かの判定ですが、一般的に暦年課税は贈与年のみの申告納付で完了するため、高額な贈与を行わない限り相続時精算課税より有利になります。ただし、被相続人の財産が相続税の基礎控除額以下であれば、相続税が課税されることはないため暦年課税で贈与税を負担するより、相続時精算課税で贈与したほうが大きな金額を贈与でき有利になります。※現行では5千万円+法定相続人の数×1千万円、社会保障と税の一体改革により平成27年1月1日以後に開始した相続については、基礎控除額が3千万円+法定相続人の数×6百万円に改正される可能性があります。

2. 事例にみる生前贈与の見直しポイント



事例 子名義の口座に毎年贈与しているが、浪費癖があるため印鑑と通帳は親が管理している場合

→贈与を受けたはずの者が自分の意思で使用できないのであれば、本当に贈与があったとは言えません。税務上、ある預金が誰に帰属すべき財産になるかの判断については、通常は資金原資（どこからその資金が来たか）、管理支配（自由に使用収益できるのは誰か）の2点で判断されます。受贈者の通帳は、受贈者固有の印鑑を届出印として作成し、通帳・カード・印鑑等は受贈者が管理しましょう。

相続税の税務調査の際に一番問題になるのは、この事例のような金銭の贈与です。他にも生命保険金等の受取人が保険料の負担をしていない場合、生命保険金等の贈与を受けたものとみなして贈与税が課税される場合もあります。個別の具体的な生前対策等は、その方それぞれのお考えや資産状況によって変わってきます。詳しくは弊社担当者にお問い合わせください。



長野県の赤字法人率 80.78%と4年連続で全国ワースト2位

平成22年度の都道府県別赤字法人率が公表されました。全国平均は75.7%、長野県は80.78%と4年連続徳島県に次いでワースト2位となっています。赤字法人率が多いことで企業経営がいかに厳しいかがわかります。さらに気づかされることは申告法人数が減っていることです。前年比全国で20,874件(約1%)、8年前と比べると205,511件(約7.3%)減っています。毎年1%ずつ会社は減っていくことになります。

減少企業の理由をみると、売上減少に伴う廃業の不況型といわれるものが約80%に上ることに驚かされます。会社が減ることは人口減少もありますから止められません。このような厳しい経営環境ですので、どんな会社でも今のまま何も営業努力せずにいたら存続できないといえます。売上増加目標でいかないと現状維持さえできない時代です、常に営業努力を念頭に置き経営したいものです。

統括部長 高木 幹夫